

【学習端末の使い方委員会】



「みんなが気持ちよく学習端末を使うための取組」について

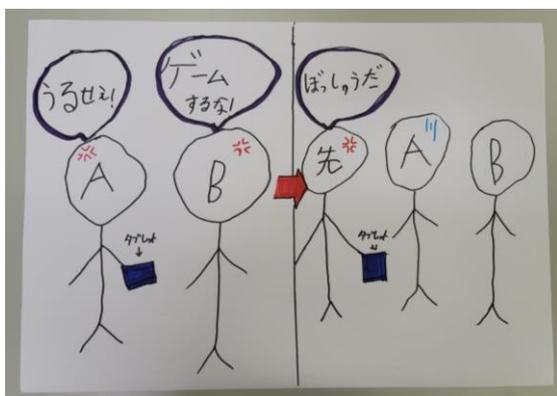
2021年度から、全公立小中学校及び義務教育学校の児童生徒に学習端末が配付され、より学習を深めることができるようになりました。しかし、児童生徒の中には、学習端末を授業と関係ないことに使用するなど間違った使い方をする人がいます。

そこで、みんなが学習端末を学習用具として正しく使用するために、どんなことが必要かを話し合いました。

自分達で正しく学習端末を使えるようになるための提案

- ① 学習端末の使い方を児童生徒で話し合って決めることについて

【学習端末の使い方委員会】質問・提案の資料



教育長からの答弁

①について、本市では、「デジタル・シティズンシップ」（使う側が責任を持ち、自分で行動の善悪を判断し、安全にデジタル機器を使用できるようになること）の考え方に基づいて、児童生徒の皆さんが必要だと思う時に、文房具として使えるようになることを目指しています。

各学校では、基本的なルールをもとに、児童・生徒の皆さんが、先生や友達と一緒に使い方を確認したり、ルールを守らなかった時の影響などを話し合ったりしてきています。

しかしながら、授業と関係ないことに端末を使用したり、人を傷つける言葉を書き込んだりしている報告もあり、教育委員会で使用を止めるなどの対応をしたこともあります。

今回、皆さんが提案された「学習端末を使う中で起こった問題を解決するために、話し合えるような劇やクイズを行うこと」は、まさに「デジタル・シティズンシップ」の目指すところであり、本当に素晴らしいです。是非、自分の学校で実践してください。そして、皆さんの実践を、すべての学校に伝えていきたいと思います。